

南スーダンから自衛隊をすみやかに撤退させることを求める意見書

11月15日、安倍政権は、UNMISSに派遣されている自衛隊に「駆け付け警護」などの新任務を付与し、任務遂行のための武器使用を認める閣議決定をした。しかし、いま南スーダンでは内戦状態が悪化し、自衛隊の派遣条件である「PKO参加5原則」の紛争当事者間の「停戦合意」も崩れている。

7月に、南スーダンの首都ジュバで発生した大規模戦闘では、政府軍の兵士80人～100人が国連職員やNGO職員の宿泊するホテルを襲撃し、殺人、暴行、略奪、レイプを行うなど、国連に対する政府軍の攻撃が繰り返されている。こうした事態のもとで「駆け付け警護」を行えば、自衛隊が南スーダン政府軍に対して武器を使用することになる。

政府の憲法解釈では、自衛隊が海外で「国又は国に準じる組織」に対して武器使用した場合、「憲法9条が禁止する武力の行使に当たる恐れがある」としている。憲法が禁じた海外での武力行使になる。そうした現実的な危険がある。

直近の国連報告書でも、南スーダン政府と軍によってUNMISSへの敵対的行為が繰り返されている。11月15日の報告書では、南スーダン政府と軍による「持続的、組織的な地位協定への違反」(UNMISSへの敵対的行為)が続いており、「政府軍は、恒常的にUNMISSの任務遂行を妨害している」としている。

11月10日の国連事務総長報告は、8月から10月までの約2カ月間で南スーダン政府と軍による地位協定違反(UNMISSへの敵対行為)が46件あったことを明らかにしている。

よって、町田市議会は、国に対し、憲法違反の武力行使につながる新任務付与はただちに撤回し、日本の支援は非軍事の人道支援、民生支援に切り替え、自衛隊をすみやかに南スーダンから撤退させることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。